



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通い

発行月：2021年7月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第18号として、夏号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2021年 夏号 目次

- | | | |
|--------------------|-------|----|
| ● ごあいさつ | | p1 |
| ● 業務紹介 | | p2 |
| ● 事務所の概要 | | p3 |
| ● 職務著作制度の解説 | | p4 |
| ● 称呼が同一の商標の類似性について | | p5 |
| ● 特許料等の料金の改定について | | p6 |
| ● 海外の特許事情 | | p7 |
| ● 2021年改正著作権法の概要 | | |
| ● 銀座界隈「てくてくグルメ」 | | p8 |



職務著作制度の解説

弁護士・弁理士 井上 修一

第1 初めに

特許法における職務発明制度については、職務発明規程の整備等の過程でその制度内容が認識され、多くの企業において馴染みのあるものとなっているが、著作権法における職務著作制度については、広く利用されているにもかかわらず、職務発明制度と比較して、制度内容の理解が進んでいない場合が多いものと思われる。

そこで、本稿においては、著作権法における職務著作制度について解説する。

第2 著作権法の基礎

職務著作制度について解説する前提として、まず、著作権法の基礎について簡単に説明する。

1 著作者人格権及び著作権とは

著作権法においては、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義し(著作権法(以下、単に「法」という。)2条1項1号)、このような著作物について、著作者が、著作者人格権及び著作権を享有するとしている(法17条1項)。ここで著作者人格権とは、法18条から法20条に定める権利等の著作者が自己の著作物につき有している人格的利益を対象とした権利をいい、著作物の公表に係る公表権、著作物の公表時の氏名の表示に係る氏名表示権等の権利を含む。また、著作権とは、法21条から法28条に定める著作者が自己の著作物につき有している財産的な利益を対象とした権利をいい、著作物の複製に係る複製権、著作物の公衆への送信に係る公衆送信権等の権利を含む。

そして、このような著作者人格権及び著作権を享有する著作者について、著作権法は、「著作物を創作する者をいう。」と定義している(法2条1項2号)。すなわち、著作権法は、実際に創作行為を行った者を著作者としており、このような創作行為を行った自然人が、著作者として著作者人格権及び著作権を享有するのが原則である。

2 権利の発生と存続期間

著作者人格権及び著作権は、上記の通り著作者であれば享有することができるものであり、権利の発生に登録を要しない点で、特許庁の審査を受けて登録されない限り権利が発生しない特許権等と大きく異なる。また、著作権の存続期間は原則として著作者の死後70年(法51条2項)とされており、原則として出願後20年に存続期間が限られる特許権と比較して、長期間の保護が図られている。

なお、著作者人格権については、法60条において「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。」として著作者の死後の保護について規定されており、法116条において、遺族等による差止請求及び名誉回復措置の請求が認められている。

3 他の知的財産権との関係

意匠法及び商標法は、意匠権又は商標権が著作権と抵触する場合についての条文を設けており、出願の日前に生じた他人の著作権と抵触する場合には、登録意匠又は登録意匠に類似する意匠の業としての実施や、登録商標の使用をすることができない旨を規定している(意匠法26条、商標法29条)。

したがって、意匠権又は商標権を取得した場合においても、例えば当該意匠権に係る意匠又は当該商標権に係る商標が、他人の著作物を包含するものである場合等、意匠権又は商標権と著作権との抵触が生じる場合には、意匠権者又は商標権者であっても、著作権者の同意を得ない限り、登録意匠又は登録意匠に類似する意匠を業として実施したり、登録商標を使用したりすることができない場合がある点に注意が必要である。

第3 職務著作制度について

1 概要

上記のように、著作権法は、実際に創作行為を行った自然人が、著作者として著作者人格権及び著作権を享有するのを原則としているが、その例外が職務著作制度である。すなわち、一定の要件を満たす著作物について、法人その他の使用者を著作者と認め、著作者人格権及び著作権を原始的に帰属させるのが職務著作制度である。

2 職務著作の成立要件

職務著作の成立要件については、法15条1項において、以下の要件が定められて

おり、これらの要件を満たす場合に、自然人である従業者に代わって、法人その他の使用者が著作者となる。なお、プログラムの著作物については、別途法15条2項に要件が定められており、下記(4)で説明する「使用者の著作名義の下に公表するもの」という要件を満たすことを要しない点で、他の種類の著作物と異なっている。

(1) 使用者の発意

著作物を創作することについての意思決定が直接又は間接に使用者の判断により行われていることを意味する。使用者からの具体的な命令の下に創作した場合に限られず、使用者が従業者に著作物の創作が想定される業務を命じた場合等、雇用関係から見て使用者の間接的な意図の下に創作したと解される場合も含まれる。

(2) 使用者の業務に従事する者

使用者と従業者との間に、雇用関係又はこれと類似の指揮命令・監督関係が存在することを意味する。業務態様や対価の額等種々の具体的な事情を考慮して判断されるが、請負、委任、下請等の場合には、独立性が強く、指揮命令・監督関係が存在していないとして、使用者の業務に従事しているとは認められないのが一般的である。

(3) 職務上作成されたもの

この場合の職務には、具体的に命令されたものに限らず、職務として期待されているものであれば含まれるとされ、従業者の地位、給与等の事情を総合的に勘案して、当該著作物が従業者の職務上作成されたものといえるかが判断される。

(4) 使用者の著作名義の下に公表するもの

公表する際の名義が使用者となることを意味する。「公表するもの」と規定されているとおり、実際に使用者の名義で公表した場合に限らず、未公表であっても、公表するとすれば使用者の名義で公表するであろうと解されるものであれば足りる。

(5) 契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと

上記(1)から(4)の要件を満たす場合であっても、契約、勤務規則等に使用者ではなく従業者を著作者とする旨の定めを設けることは可能であり、この場合には、著作物を創作した従業者が著作者となる。

3 企業における職務著作に関する規程について

特許法における職務発明制度においては、職務発明について発明者に特許を受ける権利が帰属することを原則としつつ、契約、勤務規則等において、あらかじめ使用者に特許を受ける権利を取得させることを定めたときに、特許を受ける権利が、その発生した時から使用者に帰属するとされている(特許法35条3項)。したがって、使用者が、特許を受ける権利をその発生時点で取得するためには、職務発明規程等において、あらかじめ使用者に特許を受ける権利を取得させる旨を定めることが必要となり、また、使用者が特許を受ける権利を取得するに際しては、従業者に対する相当の利益の付与が求められる。

これに対し、職務著作に該当する著作物については、上記の通り、契約、勤務規則等に別段の定めがない限り使用者が著作者となり、契約、勤務規則等に、職務著作についても使用者ではなく従業者を著作者とする旨の定めがある場合にのみ、従業者が著作者となる。

したがって、職務著作に該当しさえすれば、使用者が著作者として著作者人格権及び著作権を取得できることから、職務著作については、職務発明と異なり、使用者が権利を取得するために職務発明の取扱いに係る規程を設けることを要しないし、権利の取得のために従業者に対して相当の利益を付与することも要しない。

このことから、職務発明について特許を受ける権利の使用者への帰属を確実なものとするため、多くの企業において職務発明規程が整備されたのと比較すると、著作者人格権及び著作権の取扱いについては、特に規程を設けていない企業も多く見られる。

しかしながら、職務著作に該当しない著作物について使用者が著作者人格権及び著作権を取得する必要がある場合や、反対に、職務著作に該当しても使用者が著作者人格権及び著作権を取得する必要がない場合も考えられることから、いかなる範囲の著作物について使用者が著作者となり、いかなる範囲の著作物について従業者が著作者となるかについて、各企業の実態に則して明確に定めた規程を設けることが望ましい。

4 外注した著作物について

上記のとおり、職務著作として使用者が著作者となるのは、使用者の業務に従事する者が職務上作成する著作物のみであることから、他社に外注した著作物については、職務著作として発注者が著作者となることはない。

したがって、外注した著作物について、複製、翻案等を行い、法21条から法28条に定める態様で利用する必要がある場合には、著作権の譲渡又は利用許諾の契約を

締結しておくことが必須となる。なお、著作権の譲渡を受ける場合、翻案権（法27条）及び二次的著作物の利用に関する権利（法28条）については、これらが譲渡の目的として特掲されていない場合には、譲渡した者に留保されたものと推定される（法61条2項）。したがって、著作権の譲渡を受ける場合において、著作物について翻訳、翻案等を加えることを要するのであれば、契約書に、法27条及び法28条の権利が譲渡の目的に含まれる旨が明記されているかを確認することが必須となる。

また、著作者人格権については、人格権であることの当然の帰結として、一身専属的なものとされ、譲渡の対象とすることができない（法59条）。したがって、著作権の譲渡に係る契約を締結する際には、併せて、譲渡を受けることのできない著作者人格権について、不行使の特約を結ぶ必要がある。

称呼が同一の商標の類似性について

文：弁理士 荒船 博司

特許庁における商標の類否判断は、称呼・外観・観念のいわゆる三点観察を基本とし、その中でも特に称呼の類似性が重視されています。従来は、称呼が同一であれば類似商標と判断されることが大多数でしたが、近年は、称呼同一でも非類似商標と判断される事例が増加しています。

	審判番号	本願商標	類否	引用商標	メモ
①	不服 2020-008766	BEE BETTER	非類似		外観非類似、観念非類似 (本願：観念生じず、引用：「よりよくなる」の観念)
②	不服 2020-006377	V R R	非類似	ヴィ・アール・アール VR+R	外観非類似、観念比較できず (本願：観念生じず、引用：観念生じず)
③	不服 2020-005257		非類似	エイド	外観非類似、観念非類似 (本願：観念生じず、引用：観念生じず)
④	不服 2020-001388		非類似	TOYO	外観非類似、観念比較できず (本願：観念生じず、引用：観念生じず)
⑤	不服 2020-000001	R I L Y	非類似		外観非類似、観念非類似 (本願：観念生じず、引用：「百合」の観念)
⑥	不服 2020-007845		類似	ヒッコリー	外観非類似、観念類似 (本願：「北米産のクルミの類」の観念、引用：「北米産のクルミの類」の観念)
⑦	不服 2020-003525		類似	NEXCEL ネクセル	外観類似、観念比較できず (本願：観念生じず、引用：観念生じず)
⑧	不服 2020-000713		類似		外観類似、観念比較できず (本願：観念生じず、引用：観念生じず)
⑨	異議 2018-900200	A z u r e	類似	A Z U R	外観類似、観念比較できず (本願：観念生じず、引用：観念生じず)
⑩	異議 2019-003998		類似	Switch! On	外観類似、観念類似 (本願「スイッチを入れる」、引用「スイッチを入れる」)

④と⑩とは、構成文字が同一で、色彩の有無に違いがあるという点で共通します。しかし、④は“外観において、…それぞれの構成態様において明らかに相違する”として非類似、⑩では“3つの細長い逆三角形图形の有無、赤い長方形及び「！」の記号等による差異があるものの、両者はつづり字を共通にするものであるから、外観上、近似した印象を与える”として類似と判断されています。色彩の差異は、類否判断に及ぼす影響が大きいとは必ずしもいえないことがあります、注意が必要です。

また、②は記号「+」の有無、⑨は欧文字「e」の有無で、構成文字数の差が1という点で共通します。しかし、②は“下段と比較した場合でも「+」の有無において明確な差異を有する”として非類似、⑨は“大文字と小文字…の差異はあるものの、それ以外の文字のつづりを共通にするものであるから、外観上、やや近似する”として類似と判断されています。大文字小文字の別については、⑦においても“両者の2文字目以降の字形（小文字と大文字）の差異にすぎず”的な書きぶりとなっており、①のように大文字小文字以外の差異点が複数ある場合を除き、類否判断に及ぼす影響はあまり大きくないかもしれません。

一方、文字の種類（欧文字、カタカナ等）の違いが類否判断に与える影響は比較的大きいといえそうです。③では「外観上、見誤るおそれなく」、⑤では「視覚的な印象が相違し」とされており、称呼は同一であっても総合的に考察すると非類似であると判断されています。

さらに、指定商品（役務）によっても、類否判断は大きく分かれます。⑥と⑧とはいざれも、「外観の相違性が称呼の共通性を凌駕するとまではいえない」旨の理由により、外観非類似であっても、商標全体では類似と判断されています。⑥の指定役務は「飲食物の提供」、⑧の指定商品は「食肉、茶」等の食料品で、一般消費者が需要者である分野です。このような分野では、CM等で触れた「音」による記憶を頼りに一般消費者が行動することが多く、称呼の重要性は高いと考えられます。

称呼が同一の商標は、審査段階では画一的な判断により登録が認められないことが多いですが、審判で登録になることが多数あります。商標登録出願の登録率は、審査段階が約58%、審判段階が約65%ですので（2019年度、特許行政年次報告書2020年版より算出）、諦めずに争えば登録となる可能性は十分にあるといえます。商標登録出願でお困りの際は、弊所に是非ご相談ください。

第4 最後に

上記の通り、契約、勤務規則等に別段の定めがなくとも、使用者である企業が職務著作について著作者として著作者人格権及び著作権を取得できることから、特許法における発明等と比較して、業務の過程で生じる著作物については、権利処理が疎かとなっている場合が多いものと思われる。

しかしながら、上記のように、例えば、他社に外注した著作物等、従業者が創作したものとは言えない著作物については、職務著作として発注者等が著作者人格権及び著作権を取得することはできないし、従業者が創作した著作物であっても、上記の職務発明の要件を充足しなければ、職務著作として使用者が著作者人格権及び著作権を取得することはできないことから、あらゆる場面を職務著作制度でカバーできるわけではない。

したがって、業務の過程で生じる著作物についても、職務著作制度を過信することなく、確実な権利処理を心掛けることが肝要である。

特許料等の料金の改定について

文：弁理士 赤澤 高

1.はじめに

前回、今後の法改正において、特許料等の料金の改定が行われる可能性があることを述べた。その後、産業構造審議会・知的財産分科会（財政点検小委員会）において、更なる議論がなされており、その内容について紹介する。

2.特許料等の料金の改定の必要性

特許特別会計における収支が近年急速に悪化している（詳細は、前回の光陽通信をご参照ください）。特許庁としても歳出削減に取り組んではいるものの、将来必要となる投資経費（次期システムの導入等）や、災害等の不測の事態に備えたバッファー設備の構築などで余剰金を確保する必要がある。

3.特許庁の狙い

現行では、特許法第107条に各年の特許料が定められている。法改正により、機動的な料金改定を行えるように、特許料についても手数料と同様、法定上限の範囲内で政令により具体的な額を設定する体系に移行したいと考えている。

つまり、特許料改定のハードルを今よりも下げて、特許庁が法定上限の範囲内で特許料改定をしやすくなることが狙いであるといえる。

		料金	法定上限（改正後）
特許	出願料	¥14,000	¥16,000
	審査請求料 (通常)	¥138,000+ α ×¥4,000	¥168,600+ α ×¥4,000
	(DO)	¥83,000+ α ×¥2,400	
	特許料 (1-3年目)	¥2,100+ α ×¥200	
	(4-6年目)	¥6,400+ α ×¥500	
	(7-9年目)	¥19,300+ α ×¥1,500	¥61,600+ α ×¥4,800
	(10-20年目)	¥55,400+ α ×¥4,300	
商標	出願料	¥3,400+ β ×¥8,600	¥6,000+ β ×¥15,000
	登録料	β ×¥28,200	β ×¥32,900
	更新登録料	β ×¥38,800	β ×¥43,600
PCT	手数料	¥80,000	¥170,000

α ：請求項の数、 β ：区分の数

なお、上記の表において、特許料が全年次で上限額となるわけではなく、累進性は維持される。しかしながら、前半年次の特許料が現行よりも高くなることは間違いないと思われる。

4.特許料等の値上げによる負担増の試算

1年間に特許庁に支払う費用を12%値上げした場合、その値上げ分は、知財活動費（外注費、人件費を含む）の1.4%に相当すると試算される。事実上、1.4%の負担増となる。

	者数	売上高 (億円)	営業利益 (億円)	従業員数	知財活動 費(万円) [A]	特許庁への支 払い(万円) [B]	Bの12%値上げ (万円) [C]	C/A (%)
全体	3,410	1,414.4	73.2	2,278	14,193	1,674.6	201	1.4%
出願1-4件	—	—	—	—	—	—	—	—
出願5-9件	1,658	400.6	10.0	628	952	105.3	12.6	1.3%
出願10-50件	1,263	1,072.2	64.6	2,009	5,396	534.5	64.1	1.2%
出願50-100件	186	1,430.0	129.4	3,626	19,032	2,036.5	244.4	1.3%
出願100件以上	303	8,032.1	414.5	11,502	138,646	14,816.9	1,778	1.3%

5.まとめ

コロナの影響により企業体力が低下している現状において、今回予定されている特許料等の料金の改定は、企業にとって大きな負担となることは間違いない。

料金改定後に予想される事態としては、特許出願の更なる絞り込み、所有している特許の取扱選択の厳格化である。いずれも特許庁にとっては収入減となる。料金改定による収入増とそれに伴う収入減とを天秤にかけた場合、果たして特許庁の思惑通りになるのか疑問である。

詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyokouzou/shousai/zaiseitenken_shoi/index.html



海外の特許事情

文：弁理士 稲吉康平

ヨーロッパコンピューターを用いたシミュレーション発明の特許性に関する審決

EPO（ヨーロッパ特許庁）審判部は、2021年3月10日に、コンピューターを利用したシミュレーション発明の特許性に関する審決（G1/19）を公表しました。この審決により、コンピューターを利用したシミュレーション発明の審査における進歩性の判断にも、他のコンピューター利用発明（ソフトウェア発明）と同様にCOMVIKアプローチが適用されるという見解が示されました。

コンピューター利用発明を対象とするクレームには、多くの場合、技術的特徴と非技術的特徴が混在しています。EPOは、こうした混合型クレームの進歩性の判断に、発明の技術的性質に貢献する特徴のみを考慮するというCOMVIKアプローチを採用しています。

本件の審査では、物理的な実体を伴わないシミュレーションが、進歩性の判断に考慮されるるのかどうかが争点となっていました。これに対して審決では、シミュレーションは、コンピューター上での実行を超える技術的效果を奏することで技術的課題を解決できる（=進歩性の判断において考慮されるる）ことが示されました。そして、この見解に基づき、シミュレーション発明にもCOMVIKアプローチが適用されるべきと結論されました。

今回の審決により、コンピューターシミュレーションの発明についても、他のコンピューター利用発明と同様に特許可能であることが示されたと言えます。COMVIKアプローチによる進歩性の判断基準は厳しいと言われていますが、特許による保護を求める関係者にとってまずは朗報ではないかと思います。

アメリカGoogle対Oracleの10年に及ぶ著作権訴訟が決着

Oracleは、GoogleがJava SE API(Application Programming Interface)のソースコード約15000行をコピーしてAndroidに組み込んだのは、自社の著作権の侵害にあたるとして、2010年に訴訟を提起していました（Google LLC v. Oracle America, Inc.）。アメリカ最高裁は、2021年4月5日に、この訴訟に判決を下し、Googleの使用はフェアユース（公正利用）にあたり著作権の侵害とはならないと判断しました。この結果、Googleの再逆転勝訴が確定しました。

訴訟では、APIが著作権で保護されるかどうか、また、APIの無断流用がフェアユースにあたるかどうかが争点となっていました。今回の判決では、APIが著作権で保護されるかどうかの判断はなされず、APIの流用にはフェアユースの原則が適用されるとの判断に留まりました。

著作権の制限については、日本やEUでは、該当する行為（私的使用や引用など）を具体的な類型として限定列举することが主流となっていますが、アメリカでは、これに代えて著作物の利用がフェアユースにあたるかどうかの抽象的な判断基準が示されています。フェアユースの法理による著作権の制限は、訴訟における柔軟な判断が可能となる一方で、著作権の安定性（予測可能性）が低いと言われています。本件は、APIの流用という新しい利用形態についての判決ですが、確定までに判断が二転しており、フェアユースの法理の良い面と悪い面の両面が表れていますと言えるかもしれません。

インド一知的財産権審判部（IPAB）の廃止

インドでは、2021年4月4日に裁判所改革条例が公布され、即日施行されました。これにより、知的財産権審判部（IPAB）及びその他4つの審判部が廃止されました。これまでIPABの管轄となっていた審判事件等は、今後は高等裁判所が担うこととなります。

IPABは、事件の迅速な処理を目的として2003年に設立されました。しかし、訴訟手続に1段階を加えているにすぎず、高等裁判所の負担軽減に貢献していないとして、廃止されることとなりました。特許出願人や特許権者にとっては、今後、費用や手続の負担が大幅に増すことが予想されます。

インドネシア特許実施義務に関する法改正

インドネシア特許の特許権者は、特許付与後3年内に特許発明を実施する義務があり、これを履行しない場合は、強制実施権が設定されたり特許が取り消されたりされる可能性があります。2020年11月から2021年2月にかけて特許法及び特許規則が改正され、この実施義務についての規定が変更されました。

従来は、実施義務の猶予期間を申請によりさらに5年まで延長することができましたが、改正によりこの延長ができなくなりました。一方、実施義務を果たす行為について、従来はインドネシア国内での特許製品の製造と使用に限られていましたが、改正によりこれが輸入及びライセンス供与にも拡大されました。

猶予期間の延長制度は、2018年に導入されたばかりですが、わずか3年で廃止されることとなりました。今後、強制実施権の設定や特許の取消が行われる事例が出てくるかどうか、注意して見守る必要があるそうです。

2021年改正著作権法の概要

弁護士 中井 英登

1 はじめに

改正著作権法が、2021年5月26日、参議院で可決され、成立しました（以下「2021年改正」といいます。）。施行期日は、後記2(3)及び(4)に関する規定についてのみ、2022年1月1日と定められています。以下、2021年改正の概要をご紹介します（詳細については、文部科学省のウェブサイト掲載の資料（注1）等をご確認ください。）。

2 2021年改正の概要

(1) 絶版等資料の国立国会図書館によるインターネット配信

従来、図書館等（図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの）の利用者が、絶版等資料（絶版となった図書等）を閲覧しようとする場合、国立国会図書館から他の図書館等へ複製物又は電磁的記録を送付し、その後、利用者が送付先の図書館等の館内で閲覧又はその一部分の複製物を受け取る必要がありました。

そこで、2021年改正では、予め登録した利用者が、国立国会図書館のウェブサイトにアクセスして、絶版等資料のデータを閲覧すること（法31条8項）、及び、その全てについて自己利用のための複製並びに非営利再伝達（法23条2項参照）することが許容されるようになりました（同条9項）。

(2) 図書館資料の図書館等によるメール送信等

従来、図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間経過したものについては全部）の複製物を受け取ることはできましたが、電子メールで受け取ることはできませんでした。

そこで、2021年改正では、予め登録した利用者が、一定の要件を満たした図書館等から、電子メールで公表された著作物の一部分（著作権者の利益を不当に害しないものとして政令で定められたものについては全部）の複製物を受け取って、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度で、当該著作物を複製することができます（法31条2～4項）。ただし、この場合、上記の図書館等は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払うものとされました（同条5項）。

(3) 同時配信・追っかけ配信される放送番組等の非営利再伝達

従来、放送中の放送番組又は有線放送中の有線放送番組（以下、放送番組及び有線放送番組を併せて「放送番組等」といいます。）については、非営利再伝達が許容されていましたが、インターネットで配信されている著作物は、放送中又は有線放送中の放送番組等との同時配信を除いて、その対象外とされていました。

そこで、2021年改正では、上記の同時配信に加えて、追っかけ配信（異時配信のうち、放送又は有線放送終了前に配信が開始するもの）についても、非営利再伝達が許容されるようになりました（法38条3項）。ただし、見逃し配信（異時配信のうち、放送又は有線放送終了後に配信が開始するもの）については、対象外です。また、大型スクリーンを用いて映写する場合の放送事業者の再伝達権（法100条）も制限されていません。

(4) 同時配信・追っかけ配信・見逃し配信される放送番組等の権利処理の円滑化

放送事業者が、放送に加えて配信による収益確保を図ろうとすると、権利者不明、所在不明等による孤児著作物問題、権利者多数の場合のアンチ・コモンズ問題が、事实上の障壁となります（注2）。

そこで、2021年改正では、放送番組等の同時配信・追っかけ配信・見逃し配信（以下、これらを併せて「放送同時配信等」といいます。法9条の7参照。）に関して、①放送同時配信等に対する権利者の許諾推定（法63条5項）、②商業用レコードの放送同時配信等に対するレコード製作・実演家の権利の集中処理の促進（法94条の3、96条の3）、③リピート放送（再放送）の放送同時配信等に対する実演家の権利の集中処理の促進（法93条の3、94条）、④放送同時配信等の許諾につき協議不調の場合の裁判許諾の拡充（法68条）等の措置が図されました。

（注1）https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_000013222_2.pdf

（注2）これらの問題に関しては、田村善之「統・統・日本の著作権法のリフォーム論」Law&Technology90号1～11頁（2021年）参照。

銀座界隈

てくてく グルメ



とつておきのお店を
ご紹介します。



銀座のステーキ 銀座本店

東京都港区新橋 1-5-5 グランベル銀座II 8F・9F

電話 : 03-3569-2291

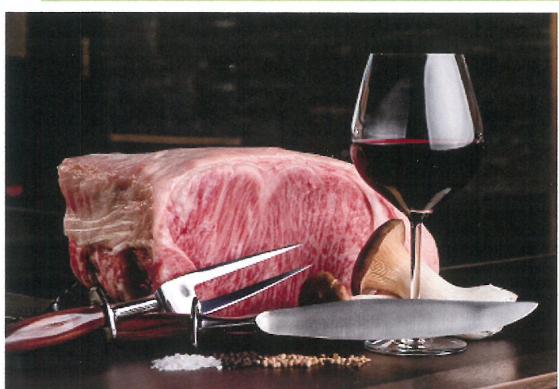
新橋駅にほど近い、その名の通りステーキが存分に楽しめるレストラン。今回は「A5黒毛和牛ステーキコース」(6,380円～税込)をご紹介。

前菜は黒毛和牛のリエット(パテに似たフランス料理)と空豆のボタージュで上品に仕上げており、続いてサーブされるハンバーグは、箸で切ると赤い肉汁が溢れるほどジューシーで、おろしポン酢醤油と一緒にほおばることでさっぱりとした後味に。メインのステーキは、シェフが目の前で焼いた出来立てを一直線に口に運べます。なんとステーキは食べ放題で、こだわりがある場合は好きな部位を頼むことも可能。中でもウチモモは特に柔らかく、ソトモモは噛むほどコクと旨味がじんわりと出てきます。特におすすめなのはモモ肉のシンシン。吸い付くような弾力で、上質な肉らしい心地よい味わいが広がります。

ぜひ一度、最高のステーキをご堪能ください。

■ 営業時間 ランチ 11:30～15:00 (L.O. 14:15)
ディナー 16:00～23:00 (L.O. 21:45)

銀座のステーキ Ginza Steak



JOE'S SHANGHAI New York 銀座本店

東京都千代田区有楽町2丁目2-3 ヒューリックスクエア東京 地下1階

電話 : 050-3184-4888

ニューヨークに本店を構える、モダンチャイニーズレストラン。店内にはシャンデリアが煌めき、非日常的なゴージャス感溢れる空間が広がっています。

今回ご紹介するコースは、「Joe's ランチプレミアム」(4,980円～税込)。何といっても一押しは、世界三大小籠包の一つにも選ばれたJoe's特製 蟹肉入り小籠包。一つ一つが大きく、蟹味噌のクリーミーな風味と、旨味のある肉汁が合わさった熟々のスープが口の中に溢れ出します。他にも、大海老のチリソースや鎮江黒酢の酢豚など、食べ応えのあるメニューが楽しめます。中でも、シェフこだわりの極上フカヒレを使用した餡かけご飯は、濃厚でとろみのある醤油ベースの餡かけご飯の相性が抜群。コースの最後は、ココナッツまんじゅうと杏仁豆腐のデザート二種盛り合わせ。

是非、本格中華料理を堪能しながら、ワンランク上の贅沢を味わってみてはいかがでしょうか。

■ 営業時間 ランチ 11:30～16:00 (L.O. 15:00) ディナー 17:00～20:00 (L.O. 19:00)



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル17階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>